平成２３年（フ）第１３３号
栃木県大田原市中野内2146番地
債務者　益子美津子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５５号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町84番地６　サトウタウンⅠ―203号室、前住所栃木県小山市大字横倉新田172番地５　よこくら寮
債務者　吉田　晴江
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１号
沖縄県沖縄市山里２丁目20番２―903号　県営山里高層住宅、住民票上の住所沖縄県沖縄市胡屋３丁目35番19号
債務者　宮平　政義
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第４３号
沖縄県うるま市石川２丁目６番17号　コーポ川畑Ａ号室
債務者　伊波　郁子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第５０号
沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋1491番地１　安谷屋アパート101
債務者　玉城　勝彌（旧姓辺土名）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３３号
静岡県富士宮市原748番地の34
債務者　中津留利明
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１６０号
横浜市泉区中田南１丁目25番20号　間山方２階
債務者　服部　直人
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２１号
横浜市港北区鳥山町226番地
債務者　土屋　繁明
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６４号
神奈川県大和市上草柳１丁目５番３号
債務者　二宮　常泰
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９４号
神奈川県藤沢市亀井野250番地
債務者　佐島　眞澄
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４５号
神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸６番４号　203号
債務者　北澤　香織
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５６号
横浜市保土ケ谷区新井町466番地の２
債務者　三木小百合
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６８号
横浜市鶴見区尻手２丁目８番18―306号
債務者　久野　昌美
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０３号
神奈川県茅ヶ崎市松林２丁目11―64　サンローラン太田Ａ203、住民票上の住所神奈川県鎌倉市植木579番地
債務者　山下伊津子（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２３号
静岡県富士宮市内房3071番地、前住所静岡県富士宮市田中町63番地
債務者　小野田　守
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１０号
広島県福山市東陽台２丁目29番５号
債務者　あちゃこと　春日　一郎
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後３時45分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係